

# 低開発国における国際投資の法的保護

— ブラジルを中心として (注1) —

さくら い まき お  
桜 井 雅 夫

## 序 論

今日、主権国家としての低開発国における外国民間投資(注2)から生ずる諸問題のなかから、新しい国際経済協力の方策を求めて、法律の分野でも新しい局面が開かれてきた。外国投資の法的保証の問題もそのひとつである。かつて国連経済社会理事会は、国連事務総長の報告書『民間資本の国際移動の促進』(The Promotion of the International Flow of Private Capital)において、その方策として、(イ)投資機会に関するインフォメーションの整備、および(ロ)非商業リスクに対する外国民間投資の保護の二つをあげていたが(注3)、この志向はその後の国連事務総長による『国際連合開発の10年——行動のための提言』(The United Nations Development Decade; Proposals for Action)においても踏襲されている(注4)。

外国民間投資の法的保証に関しては、資本輸出国または資本輸入国のそれぞれが、その国内法の範囲において講ずる一方的な措置、地域会議で採択された一方的な措置、さらに2国間条約および協定——友好・通商・航海条約(Friendship, Commerce and Navigation Treaty)および投資保証協定(Investment Guaranty Agreement)——がある。アメリカ、西ドイツおよび日本は、資本輸出国として投資保証の問題を最も具体的に実践していった国であるが、なかでもアメリカのあげた成果はきわ

めて顕著である(注5)。アメリカは資本輸出国として締結してきたおびたしい2国間協定のなかに巧みに自国の「国民経済」再編成の論理を反映させてきた。この資本輸出国のナショナリズムこそは、今日の「南北問題」をひき起こす原因となったのである。

世界銀行(IBRD)は、1965年3月18日付をもって、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の処理に関する協約」(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)の草案を提出し(注6)、さらに経済協力開発機構(OECD)は、1965年6月18日付で、「多数国間投資保証計画の設立に関する報告書」(Report on the Establishment of a Multilateral Investment Guarantee Scheme)を世銀総裁に提出した(注7)。

世銀、経済協力開発機構の二つの構想は、いずれも多くの国際機関等による過去の努力の上に作成されたものであるが(注8)、世銀協約の場合、現状ではその調印、批准、発効にはかなりの障害がある。1966年3月現在、この協約に調印した国は、チュニジア、イギリス、ジャマイカ、コートジボアール、パキスタン、ナイジェリア、モーリタニア、ニジェール、中部アフリカ共和国、アメリカ、リベリア、ダオマー、オートボルタ、エチオピア、ガボン、カメルーン、日本、スウェーデン、ソマリア、シエラレオネ、ネパール、ルクセンブルグ、

デンマーク、モロッコ、マレーシア、イタリア、ガーナ、ベルギー、フランス、コンゴ(ブラザビル)の30カ国、このうち批准した国は、ナイジェリア、モーリタニア、コートジボアールおよび中部アフリカ共和国の4カ国である(注9)。調印、批准の大半がアフリカであり、ジャマイカを除くすべてのラテン・アメリカ諸国、そしてインド、フィリピンが調印していない事実は重要である。この条約は、第20番目の批准書、受諾書または承認書の寄託の後30日目に効力を生ずることになっているが(同協約第68条第2項)、発効した場合、アメリカ、西ドイツ、日本等が、外国民間投資保証に関する国内法、2国間協定を具体的にどう処理するかは未解決の問題である。仮にこれらを多数国間条約に移行させるにせよ、アメリカはインターナショナルリズムの名にかくれて、資本輸出国としての自国のナショナルリズムを具現するのではないか。それによって、将来の国際経済の法秩序にいかなる変容が期待されるのか。こうした点で現在に至る国内法、2国間協定の検討を行なうことは、いわば必然的な作業となる。

外国民間投資の法的保護に関しては、大別して二つの立場がある。「北」の法律家は、高度に工業化された資本輸出国の立場から、私有財産権に関する「最小限標準」(minimum standard)とその絶対的保護を主張し、一方「南」の法律家は、開発の遅れた資本輸入国の立場から、「待遇平等」(equality of treatment)の原理を貫き、ナショナル・インタレストのなかでの外国財産権に対する政府の主権の干渉を強調する。

この相反する二つの立場を理解するためには、その政治・経済のイデオロギーの背景を知らなくてはならない。またその作業なしに国際投資の法的保護の問題は解明されないし、それを包摂する

「投資環境」(investment climate)<sup>(注10)</sup>の問題も理解されない。本稿は、こうした観点からひとつの事例研究を試みた。

(注1) 本稿に関するつぎの法規の拙訳は、紙面の都合上、別誌に今年中に収録の予定である。

資料1. 世銀「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の処理に関する協約」

資料2. 「投資の保証に関するブラジル合衆国とアメリカ合衆国との間の協定」

資料3. 「1965年立法府命令第69号」

資料4. 「西締約国政府の交換公文および付属書」

資料5. 「米州仲裁一般条約」

(注2) 外国資本は民間、政府または国際機関から供給される。政府資金源からくる資本は、概して特別の協定によって規定されるため、資本輸入国の側における一般的な外国投資関係法規によって規制されない。一般の外国投資関係法は、直接投資、証券投資を問わず、外国民間投資に関するものである。

(注3) United Nations, Economic and Social Council, *The Promotion of the International Flow of Private Capital, Progress Report by the Secretary General*, 1960, U. N., Doc. E/3325, pp. 35 et seq.

(注4) United Nations, Secretary General, *The United Nations Development Decade; Proposals for Action*, 1962, U. N., Doc. E/3613, pp. 92~96.

(注5) 西ドイツとの2国間協定が、1965年5月現在、批准、発効している国は、パキスタン、マレーシア、ギリシャ、トーゴ、タイ、ギニア、セネガル、調印している国は、イラン、モロッコ、リベリア、カメルーン、トルコ、マダガスカル、韓国、スーダン、セイロン、チュニジア、チリ、フィリピン、ニジェール、ケニア、タンガニーカ、シエラレオネ、仮調印した国は、コンゴ(レオポルドビル)、エチオピアとなっている。

Matthias Schmitt, *Entwicklungshilfe als unternehmerische Aufgabe; die Schlüsselrolle der privaten Direktinvestitionen*, SS. 181~183.

Legislation africaine, *Afrique contemporaine*, main/juin 1965, pp. 25~27.

(注6) Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of

Other States. Submitted to Governments by the Executive Directors of the International Bank for Reconstruction and Development, *I. C. C. appendix to Doc. no. 420/158*, June 11, 1965, 16 p.

(注7) Report on the Establishment of a Multilateral Investment Guarantee Scheme. Transmitted on 18th June, 1965 to the President of the International Bank for Reconstruction and Development by the Secretary of the Council of the Organization for Economic Cooperation and Development, *I. C. C. Doc. no. III/INT. 85*, Aug. 26, 1965, 19 p.

その要約は、

I. B. R. D. Development Services Department, A project for multilateral investment guarantees, *Review of the River Plate*, Sept. 10, 1965.

(注8) 外国民間投資の保護に関する多数国間条約への努力を歴史的に列挙すると次のとおりである。

1. League of Nations, International Convention on the Treatment of Foreigners, 1929-30.

2. The Havana Charter for an International Trade Organization, 1947-48.

3. The Economic Agreement of Bogotá, 1948.

4. The General Inter-American Economic Agreement, 1957.

5. The I. C. C. Code of Fair Treatment for Foreign Investment, 1949.

6. The Inter-Parliamentary Union, International Guaranty Fund for Private Foreign Investment, 1959.

7. The Council of Europe Report on an Investment Statute, 1959.

8. The Swiss Draft International Convention Concerning Guarantees for the Investment of Foreign Capital.

9. The Draft Convention on Investment Abroad (Abs/Shawcross Convention), 1959.

10. The Parliamentary Group for World Government Report on a World Investment Convention.

11. The A. P. P. I. Resolution of 1959.

12. The International Law Association Draft Statute for an Arbitral Tribunal for Foreign Investment.

Draft Statute for a Foreign Investment Court.

13. International Conference of Manufactures, International Insurance Agency.

14. The Harvard Draft Convention on the International Responsibility of States for Injuries to Aliens, 1961.

15. The O. E. C. D. Draft Convention on the Protection of Foreign Property.

この他各会議で、多数国間条約に対して積極的な態度を示したのは、次の機関である。

1. International Bar Association, Cologne 1958, Salzburg 1960.

2. European League for Economic Cooperation 1958.

3. European Federation of Industrial Organizations.

4. Swiss Bankers' Association.

5. L'Institut International d'Etudes Bancaires.

6. Chamber of Commerce of the United States.

以上の詳細については、次の文献を参照。

I. B. R. D., *Multilateral Investment Insurance; a Staff Report*.

Earl Snyder, "Protection of private foreign investment; examination and appraisal", *International and Comparative Law Quarterly*, July 1961.

E. I. Nwogugu, *The Legal Problems of Foreign Investment in Developing Countries*, 1965, pp. 135 ~ 139.

(注9) *I. B. R. D. Bank Press Release*, March 29, June 1, July 1, Aug. 2, Oct. 1, Nov. 1, Dec. 1, 1965, Jan. 3, March, 1966.

(注10) 投資環境 (investment climate) の定義については、次の文献を参照。

Argyris A. Fatouros, "Legal security for international investment", *Legal Aspects of Foreign Investment*. (佐藤和男・桜井雅夫訳、『国際投資の法的保証』)

—, *Government Guarantees to Foreign Investors*.

## I アメリカとラテン・アメリカの政治・経済関係

いわゆる「南北問題」の視角からアメリカとラテン・アメリカとの関係を扱った場合、次のよう

な歴史的事実を見いだす。すなわち、かつてポルトガルは、スペインとともにすぐれた意味での「国民経済」の構成を備えながら、イギリスの重商主義体制の触手にふれ、その支配下に組み入れられたために、その「国民経済」の構成を解体させられ、遂にその国力を失墜するに至った。そして、イギリス重商主義体制のもとで、北アメリカ植民地がアメリカ合衆国として独立していったのとまさしく対蹠的な方向にポルトガル、スペインは帰結していった。その歴史的運命が現在に至るまでその本国と、かつてその植民地であったラテン・アメリカの諸国に陰影を落としているのである(註11)。

「物質に引力の法則があるように、政治にも引力の法則がある。嵐のために親木から切り離されたリンゴが土地に落ちるしか道がないとすれば、スペインとの不自然な結びつきから力づくで引き離され、しかも自活できないキューバは、引力の作用で北米同盟のほうへしか動けないし、アメリカも同じ自然の法則によってそのふところからキューバを放り出すことはできない」。1823年4月28日、アメリカのアダムス国務長官(モンロー宣言の起草者)は、スペインのアメリカ相にこのような文書を送っている。この公式見解が、やがて「キューバをもつことは、われわれの運命であり……キューバは当然アメリカ大陸のものである」(1858年12月6日のスティフン・A・ダグラス上院議員の演説)といった態度をよぶに至る(註12)。

これらの歴史的事実の論理的把握に関して、大塚久雄教授の分析は明快である。すなわち、「国民経済」は「国民」的規模をこえて国外の経済をもその産業のなかに巻き込むものであり、またそうすることによって、初めて独立な、ある自給自足への傾向をもつ産業構造として存立しうるものとなっている。ある「国民経済」と他国の経済との

絡み合いが生ずるのみでなく、ある発達した「国民経済」が他国の「国民経済」の構成を阻止したりするような関連も、さらにそれに政治的関連が加わって、植民地的支配という事実も生じてくるのである(註13)。

だから、アメリカの場合、第1次大戦の結果疲弊しているヨーロッパ諸国をしり目に新興資本主義国としての国際的地位を高めていったのは、むしろ当然のことである。アメリカは莫大な資本蓄積によって、世界の一大強国となり、その金融的、植民地的支配の触手はラテン・アメリカ、ヨーロッパに及び、アジア、中近東の利権に参加し、地球上においておよそ利権のあるところ、アメリカの資本があり、アメリカの資本のあるところ、その「ドル外交」があり、それが政治的努力の拡張になっていく。ハイチ、ドミニカ、パナマ、ニカラグア、キューバ等は第1次大戦開始後においてアメリカの保護領もしくはこれに類した地位に置かれ、カリブ海はアメリカの領海に等しくなっていく(註14)。

ジョン・ケネディは大統領選挙への立候補中に伝統的なラテン・アメリカ政策を変更することの意義を説いたが、これはキューバにおける北米企業への攻撃が契機となっている(註15)。ラテン・アメリカの富、すなわち石油、鉄、マンガン、銅、錫石、ゴムその他の1次産品は、第2次世界大戦における同盟国側の勝利にとって決定的な要因をなしていた。この資源のほとんどすべてがアメリカ企業によって支配されており、これらのアメリカ企業が今日の特許事業を支配してきているのである。

ヤコブ・ヴァイナーは、投資がだいたい5年間に償還されるという見通しがないときは、よほどの特殊条件がなければいかなるアメリカ民間資本

も海外進出することはない、と指摘し、さらにかれはポール・バランが達したと同様の結論を導く。すなわち、低開発国で取得した利潤は、その大半が世界の先進国への融資に向けられる。外国投資家が再投資額と資本搬出額との差額をとりあげれば、低開発国は利子および配当金の名目においてかなりの部分を流出しつづけることになる。その最たる国がアメリカである。アメリカ政府は、これらの利潤の一部を所得税の名目で徴収し、ラテン・アメリカ諸国に対しては軍備および公共事業に対する借款の名目でこれを供与してきた。アメリカ企業は資源を支配し、ラテン・アメリカの国民は貧困のなかに温存させられる。アメリカに対する抵抗はこうしたなかに高められ、社会主義のフロンティアが生成される。ライト・ミルズは、「南アメリカおよび北アメリカを含めて、アメリカ資本と現地の諸利権を破壊することなくしては、いかなる本格的な経済変化を期待することも困難である」と言っているが、キューバに起こった歴史的事実は、ラテン・アメリカの他の地域でも起こりえないという保証はない。こうした背景のなかに、アメリカは「進歩のための同盟」の構想を打ちだしてくる。

(注11) 大塚久雄、「政治的独立と国民経済の形成」、『思想』, No. 444, 1961年6月, 65ページ。

(注12) Leo Huberman and Paul M. Sweezy, *Cuba; Anatomy of a Revolution*, pp. 11~12.

(注13) 大塚久雄, 前掲論文, 63ページ。

(注14) 矢内原忠雄, 「帝国主義研究」, 『矢内原忠雄全集』, 第4巻, 159~160ページ。

(注15) ケネディの対ラテン・アメリカ政策については、次の文献を参照。

Arnold J. Toynbee, *The Economy of the Western Hemisphere*.

## II 「進歩のための同盟」と投資保証協定

プンタデルエステ憲章 (The Charter of Punta del

Este) は、「進歩のための同盟」(Alliance for Progress) の基本目的として、「民間及び政府の両部門の能力及びエネルギーを十分に利用し、国の天然資源を利用し、並びに失業者又は時間労働者に対する生産的な及び報酬的な雇用を提供して、経済の生産性全体を向上するために、合理的な工業化の過程を促進する」ことを規定し<sup>(注16)</sup>、さらに憲章は、同盟国の国家開発計画に対して、「外国投資の流入を奨励し、資本を必要とする加盟国の資本財源の増加に貢献する諸条件の適切な方策を通じての助長」を行なうべきことを要請している<sup>(注17)</sup>。では、これらの規定が意図するところは何であるか。

ケネディは、立候補にあたって、ラテン・アメリカに対する12項目のなかで、第6項として次のような提案を掲げた。「在外公館の改善、民間産業が必要とする資源を与える基礎開発計画を通じ、さらに外国におけるわが国の投資を保証するための協定を修正して、ラテン・アメリカにおける民間投資を促進することが必要である」<sup>(注18)</sup>。ここでは資本輸出国としてのアメリカが投資の完全な保護を主張し、資本輸入国としてのラテン・アメリカの主権が無視されている。

ケネディは当選後、「援助」に先だつ基準を改めることが最も重要であると考えた理由は、アメリカ企業がラテン・アメリカで獲得する収奪的利潤によって促される不人気を緩和させたいからであった。ブラジルのジュセリーノ・クビチェック大統領はラテン・アメリカの経済開発のため、より密接にかつ直接に結びつく援助を獲得するべく、パン・アメリカン・オペレーション (Pan American Operation) を提唱した。この提唱が「進歩のための同盟」の構想を生み、「プンタデルエステ憲章」によって裏打ちされた<sup>(注19)</sup>。同盟計画の実施に際

しては、米州機構全米経済社会理事会 (OAS. Inter-American Economic and Social Council) の下部機構である 9 人委員会 (Pannel of Nine) に最も重要な調整機能が与えられた。9 人委員会のメンバーであるローゼンシュタイン＝ローダンは、同盟の理想は相手国を助けることでなく、新しいパートナーをつくり、そのパートナーの内部の努力を集合してより大きい効果をあげる呼び水の的なものでなければならない、と主張する。発足 1 年で種々の欠陥がでてきたが、それはラテン・アメリカ諸国が同盟を通じてのアメリカの意図について疑念をもっていることが大きな原因であった。さらに運営上の大きな障害として、資金を受けとるラテン・アメリカ政府が必ずしも有能ではないという伝統的不合理、有能でないがゆえにラテン・アメリカ政府によって交付される機関が必ずしも適切でないという点がある。そこで、より機動性をもちラテン・アメリカの自主性を反映するいわば「進歩のための同盟」のラテン・アメリカ化をはかる新しい機関として、1964 年に「進歩のための同盟全米委員会」(Inter-American Committee for Alliance for

Progress, CIAP) が設置された<sup>(注20)</sup>。現在、同盟の最高調整機関はこの CIAP である。まず CIAP のアメリカ代表 W・W・ロストウが地域開発の進め方について国別審査を行ない、これを各国相互に討議し、コンセンサスが生まれ、その上に地域計画を組織化していく。しかしアメリカのラテン・アメリカ経済協力が「進歩のための同盟」という国際機関を軸として行なわれていることに変わりはない。この事実の上に覆い被せるようにして、アメリカは「平和部隊」(Peace Corps) を派遣しているが、その本質的意図はアメリカ企業に対する緊張をやわらげ、アメリカ「国民経済」の繁栄と安全のために必要な資源の獲得を容易なものとするところにある。さらに、1965 年 1 月からは、国際経営者奉仕部隊 (International Executive Service Corps, IESC) の活動が開始している。これは、アメリカ政府が、民間投資促進策の一端を民間実業人の活動に任せようというもので、デーヴィッド・ロックフェラー (チェイス・マンハッタン銀行頭取) を中心として組織された団体である。つまり、同盟の財源がアメリカ市民によって供給されるはずは

第 1 表 進歩のための同盟計画の援助約束額推移 (贈与、長期借款) (単位: 100 万ドル)

	1961/62	1962/63	1963/64	1965 (見通し)
アメリカ政府	801.6	841.0	1,150.5	1,070~1,340
うち 国際開発局	472.4	548.7	621.9	510~ 650
平和のための食糧計画	154.9	182.5	335.3	250~ 300
ワシントン輸出入銀行	164.0	95.3	168.3	220~ 240
米州開発銀行	368.6	288.9	159.7	280~ 320
うち 社会進歩信託基金	223.7	121.3	39.6	—
世銀グループ	433.3	144.7	276.7	410~ 445
うち 世 銀	388.5	125.7	257.6	375~ 400
国際通貨基金	278.8	181.0	95.0	170~ 340
ヨーロッパ諸国政府	25.0	70.0	90.0	100~ 110
合 計	1,905.3	1,525.6	1,772.2	2,030~2,550

(出所) 米州機構事務局, 第 3 回進歩のための同盟年次会議資料, および中南米・米国経済使節団, 『低開発国経済協力』, 53 ページ。

ないし、またそれは不可能なことである。まさにその財源は、あるいは純利益により、あるいはラテン・アメリカの1次産品の価格引下げにより、アメリカ企業の利潤の一部から供給されている。われわれはここに、アメリカ企業の利潤獲得の合理的なメカニズムを知り、かくて「進歩のための同盟」によって適用される財源の大きさを知る。

ケネディは、1962年5月8日、「進歩のための同盟実施企業委員会」(Committee on Enterprises for the Imprementation of Alliance for Progress)の設置にあたって次のように説明している。「われわれにとって、政府の財源を使用することは当然不可能であり、ラテン・アメリカの開発のための資金は民間資金によることが必要である。しかし、ラテン・アメリカの主要な地域で政治的緊張が高まるようなことになれば、民間資金や民間投資はラテン・アメリカのすべての国で伸長する政治的圧力のもとにおかれるであろう」と。

この企業委員会の構成員を見れば、国際経済機構としての「進歩のための同盟」が、ラテン・アメリカにおけるアメリカ民間企業に依存する機構であることが明らかである(注21)。「進歩のための同盟」は、民間企業にイニシアティブをとらせ、かれらの利益に対して制限を課さず、反面さしたる助成も行なわない(注22)。それでは、海外のアメリカ市民、アメリカ企業によって投下される資金の非商業的リスクはどう処置されるのか。ここに投資環境としての投資保証協定の整備が問題とされるのである(注23)。

(注16) Pan American Union, *Alliance for Progress*, OAS official records OEA/Ser.H/XII.1, p. 10.

(注17) *Ibid.*, p. 13.

(注18) *Diário de Notícias*, 1960. 10.

(注19) Pan American Union, *op. cit.*, pp. 5~24.

(注20) CIAP は、議長1名、加盟国代表7名(うちアメリカ代表1名)の8名をもって構成され、これに米州機構事務局長、米州開発銀行(IDB)総裁、国連ラテン・アメリカ経済委員会(ECLA)事務局長、米州機構全米経済社会理事会9人委員会委員長が恒久顧問として出席する。以上は、次の文献を参照。

中南米・米国使節団、『低開発国経済協力』、日本生産性本部、52ページ。

(注21) この企業委員会の構成員は、次のとおりである。

Grace Line; Carterpillar Tractor Co.; Godfrey L. Cabot; The Anaconda Co.; Standard Oil; Marshall Erdman; Koppers Co.; University of North Carolina; Sears, Roebuck & Co.; Willys Motors; Aluminium Co.; Ford Motors Co.; James C. Morelland & Sons Co.; Johns Manville International; International Minerals & Chemical Corporation; Food Machinery; General Foods Corporation; Whirlpool Corporation; Chase Manhattan Bank; The Pillsbury Co.; Pan American Airways; American Machine; The First Boston Corporation; The First National City Bank of New York.

(注22) OECD Fiscal Committee, *Fiscal Incentives for Private Investment in Developing Countries*.

(注23) アメリカの国際経済協力に関する政策とその立法の構想については、次の資料が格好である。

「国際協力に関するホワイト・ハウス会議——(3)技術協力と投資、(9)経済活動と法律・規則」、『世界週報』、1966.2.1, 1966.3.15, 72~88ページ, 77~89ページ。

### III アメリカの投資保証計画

1948年の対外援助法(Foreign Assistance Act)によって、アメリカは海外にあるアメリカ市民の民間投資に対する保険制度を採用する最初の国となったが(注24)、アメリカの保証制度は、自由世界へのアメリカ民間資本の流れを促進することを意図していた。アメリカ議会によって可決されたいくつかの法律の改正、その他の措置を通じて、この問題の性質および範囲は拡大された。すなわち、

1948年においては、保護は「通貨交換性」のリスクに限定されていたが、1952年には「収用」および「没収」のリスクが追加され、さらに1956年には一般に「戦争のリスク」として知られる戦争、革命または反乱から生ずるリスクが含まれた。リスクの種類は、上記の二つをカバーするために増加されたが、カバーする国の地域は、ヨーロッパ・経済復興という理由のためにしだいに縮小されていった。現在では、1962年対外援助法——1962年8月1日付P L 87-565 (Part 1, Title III)の規定が施行され、この制度の適用は低開発国に限定されている(注25)。

この法律第221条から224条の規定のもとに、アメリカ議会は次の三つの投資保証計画を認可した。

### 1. 特別政治危険保証(Special Political Risk Guaranties)

- (a) 外国通貨交換性喪失に対して
- (b) 接収または没収に対して
- (c) 戦争、革命または反乱に基因する損失に対して

### 2. 全危険保証 (Extend Risk Guaranties)

政治・商業リスク双方に対して75パーセントを填補する。

### 3. 住宅投資保証 (Guaranties for Housing Investments)

特定住宅計画に係る損失に対して100パーセントを填補する。

特別政治危険保証は、すでに17年にわたって運用されてきた。上記の通貨交換性喪失、接収、戦争等に基因する損失のそれぞれは、独立に付保可能である。ただし付保の前に、相手国との間に協定が締結されていることが条件である。全危険保証の場合にも、2国間協定に、当該保証が認可さ

れていなければならない。この規定を欠く場合には特別の承認を必要とする。

2国間協定の基本的内容は、次のとおりである。

(a) 締約国は、アメリカ市民が当該国において実施する投資プロジェクトに関して協議を行なうことに同意する。

(b) アメリカ政府は、以前に他の締約国政府が承認しなかった投資に対しては、いかなる場合にも保証を付与しないことを約する。

(c) 保証は、つぎのリスクに適用することができる。

通貨交換性

接収または没収

戦争のリスク

(d) アメリカ市民が取得すべき権利に対する、アメリカ政府の代位。

(e) 協定のなかには、かかる投資から生ずる紛争を処理する手続として仲裁を採り入れたものがある。ある場合には、単一の仲裁裁判官の任命に関する規定、その他の場合には仲裁裁判所に付託する規定が設けられている。

1966年5月現在、ラテン・アメリカ諸国との関係は第2表のとおりである。

1965年対外援助教書において、ジョンソン大統領は、「われわれは、発展過程における民間機関および民間企業の役割に大きなウエイトをおいており、今後も引き続きそうするであろう」と述べているが、アメリカ商務省の発表によれば、1965年度の保証件数は、ジョンソンの演説をうら書きするごとく、1964年度の2倍を記録している。すなわち、1964年度の302件に対して、1965年度は623件、これを価額にすると、1964年度は5億9600万ドル、1965年度は8億0300万ドルとなっている。1948年以来行なわれてきた保証の契約総額は、25

第2表 アメリカと投資保証協定を締結しているラテン・アメリカ諸国

通貨交換性	収	用	戦争、革命および反乱	全危険保証
アルゼンチン ボブ チ	アルゼンチン <sup>(2)</sup> ボブ チ	アルゼンチン <sup>(2)</sup> アル リ	アルゼンチン <sup>(2)</sup> アル リ	アルゼンチン <sup>(2)</sup> アル リ
コロンビア ドミク エル	コロンビア ドミク エル	コロンビア ドミク エル	コロンビア ドミク エル	コロンビア ドミク エル
グアテマラ <sup>(2)</sup> ガイ ハホ ジ	グアテマラ <sup>(2)</sup> ガイ ハホ ジ	グアテマラ <sup>(2)</sup> ガイ ハホ ジ	ガイ ハホ ジ	ガイ ハホ ジ
ニカラガ パ ペ	ニカラガ パ ペ	ニカラガ ア マイ	ニカラガ ア マイ	ニカラガ ア マイ
トリニダッド=トバゴ ウルグアイ <sup>(1)</sup> ベネズエラ	トリニダッド=トバゴ ウルグアイ <sup>(1)</sup> ベネズエラ	トリニダッド=トバゴ ウルグアイ <sup>(1)</sup> ベネズエラ	トリニダッド=トバゴ ベネズエラ	トリニダッド=トバゴ ベネズエラ

(注) (1) 申請は受理するが、協定が相手国の立法院によって批准され発効するまでは保証の手続は行なわれない(1965年9月現在)。

(2) 制限付の適用。

(3) 戦争からの被害に基因する損失に対する保証のみを内容とする。

(出所) U. S. Agency for International Development, *Aid to Business (Overseas Investment)*, Sept. 1965, pp. 41~42 より作成。

億3000万ドル、そのために AID が徴収した保証料は2450万ドルにのぼった。1965年度を地域的にみると、ラテン・アメリカへの投資の保証が4億6850万ドルで、これにアフリカの1億7200万ドルが次ぎ、中東・南アジアが1億2780万ドル、極東が2190万ドル、ヨーロッパ(ポルトガル)が1240万ドルとなっている。国別件数では、インドの101件を先頭に、コロンビア90、アルゼンチン53、エクアドル40その他となっている。ブラジルに関しては1965年発効したブラジルとアメリカとの協定によって、Olin Mathieson Chemical Corp. の投資に対する保証が最初の事例となった。アメリカがラテン・アメリカへの民間投資を重視していることは以上の数字からも明らかである。アメリカ商務省進歩のための同盟委員会(Committee for the Alliance for Progress of the Department of Com-

merce) の報告書をもても、ラテン・アメリカに対する投資保証の強化、リスクに対する保護の適用範囲の拡大等、民間投資促進のための法的保護の強化に関して7項目の勧告がなされている。

(注24) 日本は、昭和31年4月法律第73号をもって、輸出保険法(法律第67号)の第5章の二として「海外投資元本保険」の規定を追加し、西ドイツも、1959年に連邦予算法第18節にこれを採用した。両国とも、輸出保険制度において創設した方式を応用して、この制度を適用したものである。

(注25) U. S. Senate, *Foreign Assistance Act of 1962*, Report of the Committee on Foreign Relations. United States Senate on S. 2996 to amend further the Foreign Assistance Act of 1961, as amended, and for other purposes, pp. 45~48.

Marina von Neumann Whitman, *Government Risk-Sharing in Foreign Investment*, 1965.  
—, *The United States Investment Guaranty Program and Private Foreign Investment*, 1959.

Samuel V. Goekjian, *A Critical Appraisal of United States Investment Guaranty Programs*, 1965.

Richard B. Lillich, "Investment Guaranty Program", *The Protection of Foreign Investment*, 1965, pp. 147~164.

Seymour J. Rubin, "The Investment Guaranty Program of the United States", *Proceedings of the American Society of International Law*, 1962, pp. 77~81.

Organization of American States, *Systems of Legal Protection for Foreign Private Investment in Latin America*, 1963, pp. 38~54.

#### IV 投資保証協定と対外利潤送金法

ラテン・アメリカにおけるアメリカの投資保証計画のうちでもっとも注目すべき事例はおそらくブラジルのそれであろう。反米の色彩がとくに濃かったジョアン・グラール政権下において、経済法の分野できわめて重要な立法をみた。ひとつは「対外利潤送金法」(1962年9月3日付法律第4,131号)であり(注26)、ひとつは「経済力濫用取締法」(1962年9月10日付法律第4,137号)であった(注27)。さらに、国際経済法の分野では、アメリカとの「投資保証協定」の準備が国の外からなされていた。

ブラジルで「対外利潤送金法」が審議されていたころ、ジョン・マクレランを代表とするアメリカ上院議員団がブラジルを訪れ、「もしも対外利潤送金法が承認された場合は、「進歩のための同盟」は全面的に廃止し、その計画は直ちに中断される」との警告を発した(注28)。こうしたアメリカの警告を無視できない「進歩のための同盟」の執行部は、ブラジルに対して対外利潤送金法の立法過程にさまざまな働きかけを行なった。この対外利潤送金法の通過が避けがたいとの結論——1962年9月3日付で同27日発効——を得るや、アメリカと「進歩のための同盟」は、投資保証協定の獲得に乗り出した。

協定の全文はまず当時の駐米大使、現経済企画調整相のロベルト・カンポスによって提案されたが、ブラジル外務省は協定の違憲性を問題とし、ブラジルの主権を犯すものであるとしてこれを拒否した。国内の世論は、この協定がブラジルの名誉を汚し、大きな悪例となることを憂い反発を示したが、一方鋭敏なアメリカ世論も、この協定がアメリカ感を損う方策になると考え、ラテン・アメリカにいつそう大きな障害を創り出すという点を指摘していることは興味深い。『セントルイス・ディスパッチ』紙のマーキス・チャイルズは、この問題を次のように判断する。「圧力団体の影響に関して真剣にかつ鋭く研究することは、きわめて有益なことである。この協定は、対外援助に関し、またある意味では外交政策すべてに関し、外国にいるアメリカ投資家に対しても一種の投票権を与えることになる」(注29)。ダン・クルツマンも『ワシントン・ポスト』紙において次のように明言する。この協定の意図は、「誇張した補償を要求したり、相手国政府にその収用を義務づけたりするような形で補償を求めることであり、これはアメリカと友好諸国との関係にとって決定的な障害となる」と(注30)。

投資保証協定締結は1962年は見送りとなったが、その主たる理由は、ブラジルの態度からきている。すなわち、アメリカ政府によってラテン・アメリカのアメリカ企業に対する課税が行なわれ、これらの収益がアメリカ大使の基準によってブラジルの経済開発に適用されるという方法ではなく、ブラジル政府自らが適切な課税を行ない、ナショナル・インタレストを考慮してブラジル政府自らが徴収した財源を適用すべきであるという考え方が支配的になってきたからである。1962年9月発効した「対外利潤送金法」は、立法技術上の

問題はおくとしても、その趣旨は上記の態度をうら打ちしている。この法律の発効以後、「進歩のための同盟」の援助は、ブラジル中央政府に反対の立場にある州政府に対してのみ認許されることになった。

1964年3月31日の政変による軍事政権——かれらは革命政権という——は、1962年の「対外利潤送金法」を、1964年法律第4,390号によって改正、さらに1964年の同施行規則を廃止し、新たに命令第55,762号を施行した。これにより外資政策の一貫性は崩れた。しかも、かつての投資保証協定の草案作成者であるロベルト・カンポスが経済企画調整相として軍事政権の経済・財政政策を推進していくことになる。かれの手になる『政府経済行動計画、1964-1966』(*Programa de Ação Econômica do Governo Revolucionário, 1964-1966*)の第11章は、ブラジルにおける外国資本の役割を論じている(注31)。一連の現象の背後に、アメリカ政府があったことは言うまでもない。1962年8月に締結しえなかった「投資保証協定」は、カンポスの就任によって1965年2月調印された。これにより、「進歩のための同盟」の資金拠出者にとってかなり有利に整備された環境が生まれた。協定調印後のデーヴィッド・ロックフェラーを含むアメリカ資本の流入、「ラテン・アメリカのための大西洋開発グループ」(Atlantic Community Development Group for Latin America, ADELA)の活動の本格化、『フィナンシャル・タイムズ』の経済・財政優秀賞の授与などは、いずれも資本輸出側から見たブラジルの新段階を奨励する意向を物語っているのである(注32)。

(注26) 次の資料を参照。

拙著、『ブラジルにおける外国資本の法制度』、アジア経済研究所研究参考資料第80集、昭和40年、40ページ。

ジ。

同、『日伯経済協力と法制度』、アジア経済研究所所内資料、昭和40年。同『ブラジルの対外利潤送金法施行規則——1965年2月17日付命令第55,762号』、アジア経済研究所所内資料、昭和40年。拙稿、「ブラジルにおける対外利潤送金制限法の立法過程」、『アジア経済』、第5巻第5号。

(注27) Lei no. 4.137, de 10 de setembro de 1962. Regula a repressão ao abuso do poder econômico. Decreto no. 52.025, de 20 de maio de 1963. Aprova o Regulamento da Lei no. 4.137, de 10 de setembro de 1962, que regula a repressão ao abuso do poder econômico.

(注28) *Correio da Manhã*, 1962. 2. 27.

(注29) *Saint Louis Dispatch*, 1962. 7. 20.

(注30) *Washington Post*, 1962. 7. 17.

(注31) Brasil. Ministério de Planejamento e Coordenação Econômica, *Programa de Ação Econômica do Governo, 1964-1966*. (síntese)

(注32) ラテン・アメリカの経済開発に対する非アメリカ資本の寄与は、きわめて重要である。この点に関して、北大西洋条約機構経済委員会 (NATO, Economic Committee) によって実施される活動は、注目に値する。この委員会は、資本輸出国の努力とラテン・アメリカ諸国の要請を調整せんとしており、経済協力開発機構 (OECD)、ヨーロッパ共同市場およびその他の地域機関と密接に作業を行ってきた。1962年11月に行なわれた会合において、外国民間投資の法的保護に関する会議を開催すべきことを勧告している。ラテン・アメリカのための大西洋共同体開発グループ (ADELA) は、この経済委員会の活動の一成果なのである。Organization of American States, *op. cit.*, p. 56.

## V 投資保証協定と憲法

現在、ラテン・アメリカにおいては、アメリカとの間の投資保証協定の合憲、違憲をめぐる対立が生じている。「投資の保証に関するブラジル合衆国とアメリカ合衆国との間の協定」(Investment Guaranty Agreement between the Governments of the United States of America and the United States

of Brazil) の場合も例外ではない。サン・チアゴ・ダントス、エルマーノ・アルベス<sup>(注33)</sup>、オズニー・ドゥアルテ・ペレイラ<sup>(注34)</sup>等は違憲性を主張する一方、エドムンド・バルボーザ・ダ・シルバ等は、この協定はいかなる違憲性、違法性もなく、すべての規定は現行の法および条約に則して施行されると主張する<sup>(注35)</sup>。いったい、この協定は何のためなのか。われわれはここに存在する実態を把握しなければならない。

全文9カ条からなるこの協定の内容は、次のとおりである。

(1) アメリカ企業が、ブラジルにおいて鉱物を探査し、工場を設立し、または商事会社を設立する場合、不慮の損害(収用、革命、インフレーション、さらに大蔵省当局の定める損害)に際して、ブラジル政府は、これに保証を与える。

(2) 保証を得た場合、アメリカ企業はアメリカ政府との交渉権を有する。損害が存続する場合、アメリカ政府はAIDの定める基準による相当額を当該企業に支払い、ブラジル政府に対する債権者代位権を取得する。

(3) ブラジルの法令上、アメリカ政府が「賠償の代位」に対してブラジルの不動産を取得することが禁止されている場合、アメリカ政府は、その求償権確定のために、家屋、鉱山、土地等を取得するための民間機関を指定することができる(第3条第2項)。

(4) クルゼイロ貨のドル貨転換は、ブラジルに活動するすべてのアメリカ市民に認められる転換と同等の条件下におく(第4条第1項)。

(5) ブラジル政府が、アメリカ政府の要求に応じない場合は、事件は1929年の米州仲裁一般条約(General Inter-American Arbitration Treaty)——いわゆるワシントン条約——<sup>(注36)</sup>に基づいて構成さ

れる裁判所による仲裁によって処理される。

(6) ブラジルにおける司法手続を尽した後でなければ、また裁判拒否(Denial of Justice, Denegação da Justiça)<sup>(注37)</sup>と認められたときでなければ、資産の収用から生ずる要求は、仲裁に持ち込まれない(第6条第3項)。

(7) 協定は議会による批准後発効する。両締約国政府の何れかが協定を廃棄した場合、廃棄後6カ月間は保証を得ることができる。すでに認可された保証は、2国間協定廃棄後さらに20年間有効である(第9条)。

以上の投資保証協定とブラジル連邦憲法<sup>(注38)</sup>とを対照した場合、いわゆる「条約と憲法」との関連が問題となる。ブラジルの政治学者オズニー・ドゥアルテ・ペレイラは、この保証協定と憲法に関して次のようにアンチノミーを指摘する<sup>(注39)</sup>。

(1) ブラジル憲法第101条は、外国と連邦との間の訴訟に関して、連邦最高裁判所(Supremo Tribunal Federal)を終審として規定し(同条Iのd)、さらに外国の判決の認定は連邦最高裁判所の権限とされている(同条Iのg)。これは、すべての国の憲法で保証されている主権の基本原則である。投資保証協定は、上記の憲法規定を逸脱してはいないか。すなわち、協定第6条第1項および第4項によれば、両締約国政府間で意見の不一致を生じたときは、米州仲裁一般条約に基づいて構成される特別仲裁裁判所が終審裁判所となる。

立法の趣旨からして、ワシントン条約は、国境問題、国籍不明の軍隊による商船の撃沈、またはそれに類似する行動のような、締約国の主権の範囲から逸脱するような不一致を是正し、紛争を処理するために適用されるものである。一国家の領域および最高裁判所の管轄の範囲において、その国の立法が規定する訴訟に対して、ワシントン条

約を援用することに問題はないか。

(2) 上記の問題は、さらに他の問題を派生する。すなわち、憲法第141条は、「何人も、法律の前に平等である」という原理を貫いているが（同条第1項）、協定の規定はアメリカ政府およびアメリカ市民に対する憲法の例外規定としての意味を持つのか。

(3) 憲法第141条はさらに、「法律は、個人の権利のあらゆる侵害を、司法権の評定から排除することができない」と規定している（同条第4項）。ブラジルにあるアメリカ市民に関する場合で、その権利をアメリカ政府が代位する形で解決した場合、上記憲法規定の効力をどう考えるのか。協定によれば、この場合、第6条第4項の範囲において構成される仲裁裁判所の管轄となる。

(4) 憲法第146条は、「連邦は、特別法により、経済の領域に干渉し、及び特定の産業は活動範囲を独占することができる」と規定している。仮にあるアメリカ市民がブラジル大蔵省当局からこの干渉に反する保証を取得した場合、この協定によって仲裁裁判所に従うことができるが、上記憲法規定の関連をどう考えるか。

(5) 憲法第148条は、「国内市場を支配し、競争を排除し、及び専横的に利潤増殖を目的とするあらゆる種類の個人的又は団体的企業の連合又は団体を含む経済力濫用のすべての形式は、法律でこれを制限する」と規定している。この規定を実施するために、「経済力濫用取締法」——1962年9月10日付法律第4,137号および1963年5月20日付命令第52,025号——があり、実施機関として経済防衛行政審議会（Conselho Administrativo de Defesa Econômica, CADE）を設置している。仮に、アメリカ企業が経済力濫用に該当すると指定された場合にアメリカ政府は直ちにこの投資協定によって代位

を行なうとすれば、CADEの活動は阻止されることにはならないか。

(6) さらに、連邦最高裁判所が、投資保証協定を違憲であるとし、ブラジル議会が協定を主権の侵害であると認め、協定を廃止しようとしたとする。この場合、アメリカ企業がすでに両国から保証されているとすれば、協定第9条により、20年間の保証が保持されることになる。これはインターナショナリズムの名のもとでのアメリカのナショナリズムを、20年の長期にわたってブラジル自らが容認することにはならないのか。

過去の歴史をみると、ブラジルの裁判所の判決は、接収の場合には決定的なものではない。判決が「十分な補償」の原則を充足していないならば協定第3条第3項の規定する「裁判拒否」を構成する。問題は国際法の領域に移行し、特別仲裁裁判所が管轄することになる。リオグランデドスール州で接収された International Telephone and Telegraph Corporation, American and Foreign Power の資産収用事件、さらに M. A. Hanna の利権廃棄処分等はすべて上記の規定にかかわる問題を含んでいる<sup>(註40)</sup>。

一般的に、国際法においては、形式的に国家の意思が確認されれば——この場合には議会で承認されれば——内容の違憲性とかわりなく条約は効力を有することになっている。したがって国家は国内憲法を条約に合致するように改定すべき義務を負い、国内憲法を改正しないかぎり条約は国内的に実施しえず条約義務の不履行として国際法上の義務を負わなければならないとされる。

また大方の近代法体系において国内法の原則として容認されている「禁反言」(estoppel)の原則が問題とされよう。国際法上の事件でこの原則が直接に適用されたことは比較的少ないが、通説では

国際法上適用可能とされる。一部の学者は、国際法においては「禁反言」の原則は、国内法の場合よりもかなり広義であるとする。この場合、資本輸入国は、特別の法的保証を与えることによって、外国投資家が特別の地位を占めることを承認し、かれらに対してこの承認を基礎として行動するように誘導することになる。したがって、当該国は保証を与えなければ、適用できたであろう他の一般的法規を援用することを「禁反言」で阻止されることになる<sup>(注41)</sup>。

資本輸入国側の見解としては、たとえば条約と憲法が抵触する場合は憲法が優先する、とするものが多い。ラテン・アメリカにおいてもアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、チリ、コロンビア等いずれもこの立場をとる<sup>(注42)</sup>。ブラジルの投資保証協定の場合も、確かにブラジル議会は、協定に同意し、連邦議長が立法府命令を公布し、ブラジル政府はこれを通知する覚書をアメリカ政府に送付している。したがって批准手続に違憲性は存在しない<sup>(注43)</sup>。しかしながら、議会の仲介によって国民の法意識は反映されたであろうか。国民がその自由な政府を樹立し、その対外政策の担い手となる。自己の運命の担い手であり、かつ議会の仲介によって直接に対外政策に関する政府の決定に影響を与える自由な国民、その法意識こそ最も重要な事実である<sup>(注44)</sup>。

アメリカは、かつてアメリカ企業を接收した国に対しては援助を打ち切る——いわゆるヒッケンルーパー修正(Hickenlooper Amendment)<sup>(注45)</sup>——とし、対外利潤送金法を承認すれば、「進歩のための同盟」は全面廃止し、計画は直ちに中断すると警告し、さらに対外利潤送金法が施行されるや、その改正と2国間投資保証協定の批准を強要する。経済的強者としてのアメリカにとって、弱者とし

てのブラジルの政府、議会を押えることは容易であり、ここにおいて国民の法意識は完全に捨象されている。

国際法も憲法と同じ歴史的過程において発展するものであり、それらは国民の法意識の所産でなければならない。アメリカが現在ラテン・アメリカ諸国をあるいは各国を対象にあるいは各国を一括して、その法体制に組み込もうとする態度を、いったいいかなる方法によって管制することができるのか、われわれはもう一度歴史的過程をふり返らなければならない。

(注33) *Correio da Manhã*, 1965. 2. 10.

(注34) Osny Duarte Pereira, O "Acôrdio sobre a Garantia de Investimentos Privados entre o Brasil e os Estados Unidos", *R. C. B.*, no. 2, pp. 118~120.

(注35) Euzébio Rocha, *Brasil Ameaçado e o Acôrdio de Garantias*, pp. 185~187.

(注36) Pan American Union, *Inter-American Peace Treaties and Conventions*, OAS official records OEA/Ser.X/2, English ed., pp. 15~21, Spanish ed., pp. 15~21 および(注1)参照。

(注37) (注1)の1965年立法府命令第69号参照。

(注38) *Constituição dos Estados Unidos do Brasil, Coleção das leis de 1946*, vol. 7, pp. 3~68.

(注39) Osny Duarte Pereira, *op. cit.*, pp. 118~120.

(注40) 拙稿、「ブラジルにおける公益事業の国家独占」、『アジア経済』、第5巻第10号。

(注41) Arghyris A. Fatouros, "Legal security for international investment", *Legal Aspects of Foreign Investment*, pp. 721~722.

(注42) Francisco Cavalcanti Pontes de Miranda, *Comentários a Constituição do 1946*, 1960, vol. 3, p. 337.

(注43) 連邦憲法は、議会に対して、共和国大統領が外国と締結した条約および協定に関し、最終決定を行なう排他的権限を与えている(66条)。さらに、この承認行為によって法律制定は終了し、連邦上院議長によって公布される(71条)。なお(注1)参照。

(注44) Boris Mirkine-Guetzevitch, *Droit Con-*

*stitutional International*, 1933, 邦訳(有信堂版), 283ページ。

(注45) 拙稿,「ブラジルにおける公益事業の国家独占」, 36ページおよび(注54)参照。

## VI カルボ条項と投資保証

ラテン・アメリカ諸国は、外国民間投資に関しては、一般にカルボ条項(the Calvo Clause)の立場を貫いている。すなわち、投資家は自己の投資に関連して本国政府による外交干渉の権利を有しないというもので、19世紀以後、ラテン・アメリカ諸国が外国人と契約を締結する際には、この趣旨を内容とするカルボ条項を挿入するのが慣例になっている。カルロス・カルボがその著書 *Le Droit International Théorique et Pratique* において主張する原理は、次のとおりである(注46)。

アメリカもヨーロッパも、今日生息しているのは、自由・独立の諸国家があるからであり、これらの主権国家も同一関係に立つ権利を有するものであり、これらの国家の国内公法は外国人の問題に関していかなる種類の干渉をも認めない(注47)。

一国に居を占める外国人は、その国の国民としての保護に対して同等の権利を有するが、それ以上の広範の保護を主張すべきではない。かれらがなんらかの危害を受けたときは、加害者を起訴する国の政府に依存すべきであって、当事者が属する国家からは、いかなる金銭上の補償をも要求すべきではない(注48)。

政府責任すなわち補償の原理……を容認することは、過度の決定的な特権を創造することである。これは基本的には、強大な国家に対しては有利であり、弱小国家に対して有害である。そしてそのことは、国家と外国人との間に不当なる不平等をうち立てることになる(注49)。

外国人に対する政府の責任は、政府が自国の市

民に対して有するよりも大きいということはない(注50)。

要するに、カルボは、渉外的法律紛争に巻き込まれる外国の市民に代わって外国政府が行なう権利を拒否している。この見解は、主権の侵害を警戒し、社会体験の自由を希求する弱小国、新興国および資本輸入国によって支持されている。ラテン・アメリカにおいては、カルボ原則を憲法、条約、州立法に唱おうとする多くの試みがあった(注51)。

外国人が一方の当事者となっている契約においては、このカルボ条項を包含することを要求することができる。そこで外国人は、契約から生ずるいかなる紛争に関しても、法廷地法に従って内国裁判所に提訴し、本国政府に対して自己に代わって介入を求める権利を放棄することに同意させるわけである。このことは、ドナルド・シーによれば、「外国人は、内国人が受けると同等の取扱いに満足しなければならない、というカルボの原則の特殊の適用にすぎない。しかしながら、それはひとつの重要な観点においてカルボ主義と異なっている。カルボ主義の効力は、片務的な行為にある。すなわち、個々人が契約に関する異議または紛争の場合に、本国の政府に頼る権利を、自己の自由意思によって放棄することに同意する、というものである」(注52)。

以上のカルロス・カルボの主張は、ラテン・アメリカにおける外国民間投資の法的保護に関する米州の国際会議において、ラテン・アメリカの側から採りあげられてきた。外国民間投資の保護のために、本国が外交的保護権に基づく権力的な干渉を行なうことを排撃するという態度は、ラテン・アメリカにかぎらず、アジア、アフリカ諸国、とくにインド、パキスタン、フィリピン等に共通している(注53)。一方、資本輸出国としてのアメリカ

カは、くり返し、民間機関は自己の権利は放棄しても、本国政府の権利を放棄することはできないと主張してきた。国民に対する危害は、国家に対する危害であり、国家はそれゆえに、主権の保護を要求する、というものである<sup>(註54)</sup>。

1948年の第9回米州国際会議 (International Conference of American States) において採択された「ボゴタ経済協定」(Economic Agreement of Bogotá) の第25条は次のように規定する。

「国家は、各国の憲法及び法律が、国内資産の取用に関して規定するものと異なる理由によって、又は条件の下に、外国の企業又は資本が合法的に取得した財産権を奪うことによって投資に対して差別的行動をとってはならない。いかなる取用も、迅速な、十分な、かつ実効的な方法によって公正な価格の支払を伴わなければならない。」

この規定に関しては、多くの国が採択を拒否した。そしていくつかの国が協定調印に際して留保条項を付帯しているが、たとえばエクアドルの留保は次のとおりである。

「第25条は、そこに確立される支配が、その適用の時点で効力を有する憲法規定に従属しなければならないこと、並びにそれは当該国の裁判所の管轄権の範囲においてのみ存在し、その範囲において取用が、かかる取用の実施される環境、支払われる額、及びかかる支払を実施する手段に関する一切の問題を、現行法に従って決定する、という意味において理解されなければならない。」

この種の留保条項は、アメリカその他資本輸出国にとって容認しがたいものであったし、仮に、この第25条の意味とその拘束を明確にすれば、かえってラテン・アメリカは外国投資家に対してあまりに多くの利権を付与することになるとして、資本輸入国はこれ以上の追求を拒否した。かくて

この協定は発効するに至らなかった。

次いで、1957年ブエノスアイレスで開催された米州機構経済会議 (Economic Conference of the Organization of American States) において、外国民間投資の保護に関する問題が検討され、米州経済一般協定 (General Inter-American Economic Agreement) の草案が提出された。その協定第25条は次のように規定する。

「外国民間投資は、それが行なわれる国の憲法及び法律によって規制され、その国の常設裁判所の管轄権に従う。各国家は次の諸点に基いて外国投資に関する政策及び方策を進めることに同意する。(a) 外国資本は衡平な待遇を受け、及びかかる資本が差別的な又は不衡平な待遇を受けるようないかなる方策も採択されない。(b) 正当性又は有効な事由なしに、他国民が企業、特殊技術、技能又は技術において合法的に取得した財産権を奪うようないかなる方策も採択されない。(c) 取用が起るときは、迅速な、十分な、かつ実効的な方法による公正な補償の支払を伴わなければならない」。

さらにこの草案第26条は、民間資本の国際投資の奨励は、大部分、他国民に与えられる投資機会および、その投資保護の範囲に依存することを認め、第27条においては、各国は相互に、かかる資本の投資および再投資のための適切な便宜および誘因を与え、ならびにかかる資本およびそこから生ずる利益の移転に関して不当な制限を課してはならないことを同意する、と規定している。

以上の規定に関して、資本輸入国としてのラテン・アメリカ諸国は、カルボ条項に基づいて、アメリカ外交の干渉と判断し調印を拒否したため、この協定も発効に至らなかった。この後、ラテン・アメリカ、とくにブラジルにおいて、外国資産接收、送金制限等アメリカにとって好ましくない

環境が形成され、アメリカはカルボ原則に対する異議を自国の対外経済法のなかに織り込まざるをえなくなった。すなわち、1962年対外援助法、ヒックンルーパー修正第620条(e)において、アメリカ議会は、1962年対外援助法に認められる特惠を次に該当する政府に対して禁止した。すなわち、「(1)アメリカ市民若しくはアメリカ市民によって50パーセントを下回らずに所有される会社、組合若しくは団体によって所有される資産の所有若しくは管理を国有化し、接収し、若しくは没収した政府、又は(2)差別的な税、若しくはその他法律によらない税、若しくは制限的維持、若しくは上記の通り所有される資産の所有若しくは管理を国有化し、接収し、若しくは没収する効力を有する経営条件を課し、若しくは強制した政府」で、もし接収国側が、「国際法によって要求される外貨交換可能の資産に対する衡平かつ迅速な補償を内容とする義務を、国際法のもとにかかる市民若しくは団体に対して履行するために、仲裁を含むような適当な段階を踏まないとき、若しくはかかる税、その他法律によらない税、若しくは条件からの救済の規定を設けるべき段階を踏むことを怠るときは」、具体的には対外援助が中止されることになった<sup>(注55)</sup>。

かくして、アメリカは、このヒックンルーパー修正を背後にして、プンタデルエステ憲章における外国民間投資促進の方策としての各種の協定を各国に要請し、これが2国間協定として締結されることになったわけである。

(注46) Carlos Calvo, *Le Droit International Théoretique et Pratique*, 1896, および *The Calvo Clause*, translated by Donald Shea, Univ. of Minnesota Press, 1955.

(注47) Carlos Calvo, *The Calvo Clause*, vol. 1, p. 350. Translation by Donald Shea, pp. 17~18.

(注48) *Ibid.*, vol. 6, p. 231. Translation by Don-

ald Shea, p. 18.

(注49) *Ibid.*, vol. 3, p. 142. Translation by Donald Shea, p. 18.

(注50) *Ibid.*, vol. 3, p. 138. Translation by Donald Shea, p. 19.

(注51) Translation by Donald Shea, pp. 21 et seq.

(注52) *Ibid.*, p. 28.

(注53) インドのラダビノード・パルは、国連国際法委員会において、「外国人が身体または財産にうけた損害に対する国家責任」の問題に関し、次のように発言する。すなわち、「国家が外国にある自国民を保護する権利は、無制限のものではなく」、「自国民に特権的な地位を確保するために、弱小国に圧力を加えることにまでおよぶものではない」。問題は、自国民がたとえば、商業上の利益を目的として自由に出かけるような場合は、当然、その国の国民と運命を共にし、どのような政治的变化が起ころうとも、危険を覚悟で出かけたはずであって、本国の権力的な介入を求めるのは不当である、というのがパルの主張であった。以上については、次の文献を参照。

*Yearbook of International Law Commission*, vol. 1, 1957, p. 157. および田畑茂二郎、「アジア・アフリカ新興諸国と国際法」、『思想』, 1965年10月。

(注54) カルボ条項の意義については、次の文献を参照。

Henry P. de Vries, and José Rodriguez-Novas, *The Law of the Americas; an Introduction to the Legal Systems of the American Republics*, 1965, および J. Lloyd Mecham, *The United States and Inter-American Security, 1889-1960*, 1961.

(注55) U. S. Senate, *op. cit.*, p. 55. Richard B. Lillich, "The Hickenlooper Amendment", *The Protection of Foreign Investment*, 1965, pp. 117~146.

## VII 多数国間条約への道

アメリカは以上のごとくラテン・アメリカにおいて試みた多数国間投資保証条約の締結の努力にすべて失敗した。いったいその原因は何か。この点に関して、資本輸入国の自助 (self-help) の精神の欠如を一方的に批判する場合がしばしばみられるが、この指摘は問題の核心には触れていない。

協定の意図が、つまるところアメリカが自己の「国民経済」の再形成の過程にラテン・アメリカを一括して巻き込み、投資紛争をアメリカの外交干渉で解決しようとするところにあることこそ問題とされなければならない。

経済的強者が経済的弱者に強制した「バックワード・ナショナリズム」を肯定し、それをうら打ちする立法を志向するのみで、経済的強者に対する経済的弱者の抵抗権を正当とする「フォワード・ナショナリズム」を否定し、これをうら打ちする立法を排除する現象は、まさに先進国ナショナリズムのヴァリエーションにすぎない<sup>(注56)</sup>。国連貿易開発会議 (UNCTAD) が「貿易の新秩序」を求めている現時点において、アメリカは国際経済機構を通じて、民間投資促進のための多数国間立法に参画する一方、アメリカ自身が資本輸入国との間で、現在なお個別的に2国間条約を締結している。ブラジルとの協定第8条においては、将来多数国間投資保証条約が締結され、その内容がアメリカ、ブラジルが加盟するに足るものであれば、2国間協定を終了させることができる、と規定されており、また1965年2月6日付でアメリカ国務省より在ワシントン・ブラジル大使館に送付された公文では、多数国間条約の草案が添付されている<sup>(注57)</sup>。しかし、現実としてアメリカを中心とする先進諸国がなお「北」の各国の国民経済に低開発国を巻き込んでいる事実を見のがしてはならない。

「拮抗力の理論」<sup>(注58)</sup>の上に立って国際経済秩序の再編成が試みられている今日、このアメリカのナショナリズムを是正する方策を確立することはまさに国連を中心とする国際機関の責務である。

1964年3月から6月までジュネーブで開催された第1回国連貿易開発会議の採択した勧告 A. IV.

12は、外国民間投資の促進に関するもので、低開発国における外国投資を奨励するために適用する基準を設定することを目的としている。ある規定は資本輸出国におよび国際金融機関に向けられ、ある規定は外国民間投資導入に関心を有する低開発国に向けられている。さらにこの勧告は、世銀に対して投資保険、国際民間投資の紛争処理、および外国民間投資に関するその他の問題の研究を実施することを要請している。ラテン・アメリカ諸国のほとんどが、この勧告の支持から遠ざかった理由として、国連ラテン・アメリカ経済委員会貿易委員会 (ECLA. Trade Committee) が指摘するのは、この勧告の範囲が、外国資本の待遇に関するラテン・アメリカ諸国の国内法と抵触するという点であった。その後の各分科会においても、この点に関するラテン・アメリカの立場は、ひきつづきジュネーブ路線を踏襲している。したがって、たとえば世銀が1964年9月の東京総会で、8月6日付の「投資紛争の解決」に関する世銀理事会の報告書を承認し、国際投資紛争処理センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes) 設置の件を承認したが、ラテン・アメリカとその他の低開発国は世銀の決議に反対している。これは、ラテン・アメリカ諸国においては外国投資家の利益が国内法によって十分に保護されているという理由に基づいている<sup>(注59)</sup>。1965年3月18日、世銀理事会はジュネーブ会議勧告 A. IV. 12第8項に基づいて、先述の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の処理に関する協約」を起草し、世銀加盟国に対し、調印、批准を目的として検討することを要請している。その後の経過は本稿「序論」に示したとおりである<sup>(注60)</sup>。

一方、経済協力開発機構 (OECD) の開発援助グループ (DAG) は、1961年の東京会議において低

開発国の民間投資促進策を検討した際に、国際商業会議所 (ICC) などの民間ベースで検討されてきた多数国間投資保証機構の構想をとりあげ、その技術的検討を世銀に要請した。これに応じて、世銀は国際商業会議所と合同調査を行ない、1962年3月その結果として「多数国間投資保険——スタッフ・レポート」を発表した<sup>(注61)</sup>。1962年5月の開発援助委員会 (DAC) 会議では、この世銀の報告書の加盟国による検討・協力を求める方針を決定、1963年2月の開発援助委員会会議では、加盟国の論評を収集した結果、専門家による検討の必要性について合意が成立した。1963年5月の第1回専門家会議、同年12月の第2回専門家会議を経たのち、この構想は開発援助委員会ではなく、上部機関で検討すべきであるとの結論に達し、1964年7月の経済協力開発機構理事会は、正式にこの制度の設立に関し、加盟国との間で協議を行ない、条約草案を、事務総長に作成させる方針を決定した。この決定に基づいて、1964年10月26日付で、「国際投資保証協会」(International Investment Guarantee Institute)に関する協定の草案が発表された<sup>(注62)</sup>。経済協力開発機構は上記の草案をさらに推敲し、1965年6月18日付をもって、「多数国間投資保証計画の設立に関する報告書」を完成し、世銀総裁に正式に提出した。この報告書の全文は公表されていないが、概要は世銀開発事業局等によって発表されている<sup>(注63)</sup>。これは、「国際投資保証公社」(International Investment Guarantee Corporation)の設立とその業務に関して規定したものである。世銀は、本件に関する上記国連貿易開発会議勧告に基づき、1965年9月12日付をもって国連に対して、『多数国間投資保証に関する世銀調査に関する報告書』を提出している<sup>(注64)</sup>。アメリカの「ラテン・アメリカ協議会」(Council for Latin America)

の発表によれば、現在ラテン・アメリカ諸国は、この経済協力開発機構の構想をも拒否している模様である。

世銀はかくて、資本輸入国ないし低開発国を含めた国連貿易開発会議と、資本輸出国ないし先進国のみの経済協力開発機構の双方から多数国間投資保証制度の細目の検討を要請され、そのため努力を重ねているわけである。国連および国連専門機関の努力によって、国際投資の法的保護が、1国、2国から多数国間へ移行しつつある現象はそれ自体有意義である。しかしながら、この多数国間条約の志向が、バックワード・ナショナリズムの顕現そのものであるならば、この多数国間条約は、経済的最強者を頂点に、下積みの低開発国を底辺とする、インターナショナルな「二重構造的」経済体制を、国際法という法形式によって打ちするにすぎないのではないのか。それはとうてい新興国の容認することのできない結論である。上記の世銀協約に対して、ラテン・アメリカ諸国のほとんどが否定的な態度をとっているのは当然である。「南北問題」の法的打開策としては、低開発国のフォワード・ナショナリズムをうら打ちする立法——たとえば国内の対外経済法——を拮抗力として肯定しながら、ナショナリズムに必ず随伴するバックワード・ナショナリズムの弱肉強食の側面を抑制するための国際法を確立することである。

ただし、低開発国の「拮抗力」を肯定する前提として、当然に低開発国の自助の意思がなければならぬ。低開発国相互間の経済協力を推進し、また民族を超えた低開発国間の経済統合を実現することも先行条件となる。そのかぎりにおいてはラテン・アメリカ自由貿易連合 (LAFTA)、中米共同市場 (CACM) の意義を認めたい。さきに、中山

素平興銀頭取の、低開発国への民間投資に、償還株式を採用せよ、という提言や<sup>(注65)</sup>、宮崎義一教授による、世銀の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の処理に関する協約」に先行する「世界投資規約」を国連で決定せよ、という提案も<sup>(注66)</sup>低開発国の自助の促進を強調したものであり、実現性はともかくその意義は大きい。

以上、外国民間投資の法的保護に関して、とくにラテン・アメリカの現行2国間協定の問題点、多数国間条約への志向を概観した。国際経済協力の態様は刻々と変化しており、これをうら打ちする立法も国際法、国内法を問わず、めまぐるしい変化を見せている。ミルキヌ=グツェヴィチの指摘をまつまでもなく、法は歴史的過程の現象のひとつであり、たえず発展している。条文は社会的、政治的、国際的葛藤の環境から生じ、法は変容していく。この発展を観察し、かつ法がこうむった変容は何であるか、そして昨日の法が今日の法に似ていない理由は何であるかを判断することによって、現実の傾向にしたがって、未来の法、明日の法の発展を予見しなければならないのである<sup>(注67)</sup>。

(注56) 宮崎義一、「南北問題と日本の立場」、『展望』、1966年1月、16～37ページ。

Yoshikazu Miyazaki, "The North-South Problem and Japan", *Developing Economies*, March 1966.

(注57) (注1) 参照。なお公文に添付された多数国間条約の草案がいずれを指すかは明らかではない。

(注58) 宮崎義一教授は経済主体の集中化に伴うプラスの効果を拮抗力と呼び(ガルブレイスのいう"countervailing power"とは多少異なる)、マイナスの効果を独占力と呼ぶ。そして、拮抗力(たとえば国際競争力)を強化させようとする事、その原理を「拮抗力の理論」と命名している。宮崎義一、前掲論文、35～36ページ。

(注59) U. N. Economic Commission for Latin America, *The United Nations Conference on Trade and Development; Analysis of the Results*

*and Prospects for Latin America*, E/CN.12/714, p. 73.

(注60) この草案は、かつて経済協力開発機構の要請を受けて報告した前出の世銀資料(注6)が発端である。

前出資料の内容は、次のとおりアメリカ国際法学会で報告された。

Aron Broches, "International investment guarantees; possibilities and problems", *Proceedings of the American Society of International Law*, 1962, pp. 81～87.

(注61) (注8) の世銀資料参照。

(注62) Organization for Economic Cooperation and Development, *Multilateral Investment Guarantees; Note of the Secretary-General*, 1964. 10. 26, Doc. OES/64.53.

なお、これは経済協力開発機構事務局のバイダー・ケンツ法律局長が、これまでの成果をまとめ、世銀と協議して作成したものと伝えられる。

(注63) (注7) を参照。

(注64) International Bank for Reconstruction and Development, *Report on the Statute of the International Bank Studies on Multilateral Investment Guarantees*, ICC doc. no. 111/139, 1965. 10. 12.

(注65) 中山素平、「低開発国への経済協力の方策——低開発国に対する経済協力と償還株式」、『西欧諸国の低開発国経済協力——第2次欧州経済使節団報告書』、135～139ページ、および Sohei Nakayama, *Suggestions on Economic Cooperation with Developing Countries; Redeemable Shares as a Principal Step toward the Facilitation of Private Investment*, 9 p.

(注66) 宮崎義一、前掲論文、38～39ページ。

(注67) Boris Mirkin-Guetzevitch, *op. cit.*, 邦訳、276～277ページ。

(図書資料部投資資料調査室)